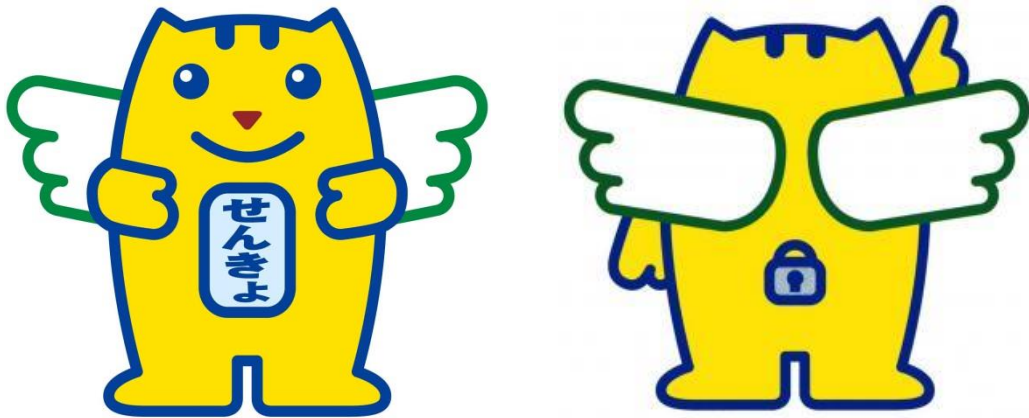


# 選挙クイズ



Q 「めいすいくんの「頭にある2本の縦線」と「尻尾（しっぽ）」は何をイメージしたものでしょうか??」

A 「めいすいくん」は、「投票箱」をモチーフにしたキャラクターです。  
「頭にある2本の縦線」は「投票用紙の挿入口」、  
「尻尾（しっぽ）」は「投票箱の鍵」をイメージしたものです。  
なお、「明るい選挙」が実現に向かうよう、背中には羽が付いています。

## 解答編



【問題1】

次のうち、投票所入場券のほか、投票所に持参すべきものはどれでしょう？

- A 身分証明書
- B 税金をきちんと納めたことを証明する証明書
- C 特になし



《解答》 C



投票所には、投票用紙に候補者名を記入するための筆記用具が備え付けてあります。

また、投票所入場券を持参することで選挙人の本人確認ができるため、身分証明書の持参は必要ありません(なお、投票所入場券を忘れて、無くしてしまった場合でも本人確認ができれば投票できます)。

現在、日本の選挙制度は、普通選挙(選挙権を納税額、収入、資産、家柄、性別等に拘わらず一定の年齢に達したすべての国民に保障)を採用しているため、納税額に関わらず投票ができます。

【問題2】

投票用紙には、ある秘密があります。それは次のうちどれでしょう？

- A お札のように「透かし」がある
- B 折り曲げても時間が経つと自然に開く
- C 束ねやすいように自然に重なる



《解答》 B



有権者になった自分を想像してください。投票用紙に候補者の氏名を書いて、投票箱に入れるとき、投票用紙を折り曲げて入れますか？

投票用紙は折り曲げずにそのまま投票箱に入れても良いですし、自分の意思が表示された大切な一票ですから、見えないようにしっかり折り曲げて入れても良いです。

ここからが本題です！開票のときに、折り曲げられた投票用紙を1枚ずつ開くのは大変ですよね。そこで、投票用紙には特殊な加工がしてあって、投票箱に折り曲げて入れても、中で自然に開くようになっています。

開票結果を素早く、正確に有権者の皆さんにお知らせするための「ちょっとした工夫」が凝らされているのです。

【問題3】

投票に行かないと罰金を取られる国はどこでしょうか？

- A オーストラリア
- B 韓国
- C そんな国はないでしょう



《解答》 A



オーストラリアでは正当な理由がないのに投票に行かなかった人には、20～50豪ドル（日本円で2,000円～5,000円程度）の罰金が科せられます。日本では、投票に行かなくても（棄権しても）罰則はありませんが、**棄権することは、「自分が住む地域や国の課題に対して自分の意思を表さない＝責任を放棄すること」と同じですよ！**

【問題4】

ある市で市長選挙がありました。候補者が5人いて、有効投票が20万票あった場合、当選するには、最低何票必要でしょうか？

- A 制限なし（5人の候補者のうち最多得票を得れば良い）
- B 5万票
- C 10万票



《解答》 B



**当選人になるためには原則として、一定数以上の得票（法定得票数）が必要**です。例え、1番多く得票があった候補者であっても、それが全体の投票数から見てあまりにも少なすぎるとき（法定得票数未満の場合）は、この候補者を当選人にするのはふさわしくないからです。

**地方公共団体の長（都道府県知事、市町村長）の選挙における法定得票数は、「有効投票総数の1/4以上」の得票であり、問題の場合は5万票となります。**

【問題5】

候補者が投票依頼のためにしてはいけない行為は次のうちどれでしょうか？

- A 各家庭に電話をかける
- B 各家庭を訪問する
- C 葉書を郵送する



《解答》 B



Bのように投票依頼のために各家庭を訪問する行為を「戸別訪問（こべつほうもん）」といます。買収の機会として利用されやすく、また、脅迫まがいの投票依頼が行われる可能性があるため、禁止されています。

【問題6】

A 町にあるお寺が台風によって壊れてしまいました。このため、A 町のみんなで寄附を出し合い修理することになりましたが、A 町議会議員立候補予定者は寄附をすることができるでしょうか？

- A 金額に関係なく寄附することができる
- B みんなと同額であれば寄附できる
- C 寄附することはできない



《解答》 C



公職に就いている者や候補者、候補者になろうとする者は選挙区内の人（お寺、町内会、会社、神社等も含む）に対して寄附することができません（お金で票を買う事態を未然に防ぐことにより、公正な選挙を行うためです）。

【3ない運動】

- ◇ 政治家は有権者に寄附を贈らない
- ◇ 有権者は政治家に寄附を求めない
- ◇ 政治家から有権者への寄附は受け取らない

【問題7】

平成25年7月の参議院議員通常選挙から、インターネットを利用した選挙運動ができるようになりましたが、次のうち、有権者ができることはどれでしょうか？

- A インターネットを使って投票する
- B 友人に候補者の選挙運動用ビラ、ポスターを添付した電子メールを送信する
- C ホームページやフェイスブックに特定の候補者への投票を呼びかける書き込みをする



《解答》 C



**有権者は**、「ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画共有サービス等）」を利用して候補者や政党等を支持・応援することができますが、**「電子メール」を利用した選挙運動をすることは禁止されているため、Bのようなことはできません。また、候補者から送られてきた選挙運動メールを他の人に「転送する」こともできません。**

- ※ インターネットを利用した「選挙運動」ができるようにはなりましたが、**インターネットで投票ができるようになったわけではありません。**
- ※ 電子メールは基本的に受信者しか読むことができないため、秘密性が高く、第三者の目が届きにくいので、不正が起こりえる可能性が高いことから禁止されています。

【問題8】

あなたは、18歳未満の高校生です。ある選挙の候補者（A候補）が掲げる政策に共感を覚え、応援したくなりました。あなたは、「自分は有権者じゃないから1票を投じることはできない…せめて、A候補がツイッターに投稿した投票依頼メッセージをリツイートしよう」と考えました。リツイートすることは問題ないでしょうか？

- A 問題なし
- B 公職選挙法違反となる



《解答》 B



**18歳未満は**ウェブサイト等を利用した選挙運動を含め、**一切の選挙運動が禁止**されています。このため、例えば、18歳未満の生徒が以下のようなことをしてしまうと公職選挙法違反となります。

なお、**④については、有権者（18歳以上）であっても禁止**されます。

- ① 自分で選挙運動メッセージを掲示板やブログ等へ書き込む
- ② 候補者の選挙運動の様子を動画共有サイト等に投稿する
- ③ 候補者の選挙運動メッセージをSNS等で広める(リツイート、シェア等)
- ④ 候補者から送られてきた選挙運動メールを他の人に転送する

【問題9】

右表の者が立候補者である選挙において、次の①～④のうち、せっかく投票したのに、無効となってしまう投票はどれ？



立候補者				
福島 太郎	郡山 花子	会津 二郎	相馬 美子	磐城 三男

①

候補者氏名	
会津 二郎 福島 太郎	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。
	○ ○ 選挙投票 ○ 注意
	×××選 挙管理委 員会之印

②

候補者氏名	
相馬 美子 権鼎 太郎	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。
	○ ○ 選挙投票 ○ 注意
	×××選 挙管理委 員会之印

③

候補者氏名	
こおりやま はなこ	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。
	○ ○ 選挙投票 ○ 注意
	×××選 挙管理委 員会之印

④

候補者氏名	
磐城 三男 様	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。
	○ ○ 選挙投票 ○ 注意
	×××選 挙管理委 員会之印

≪解答≫ 無効 ① 有効 ②、③、④

● 投票用紙に【2名以上】の候補者氏名を記載した投票は、原則、無効【①のケース】。  
ただし、一旦Aに投票しようとその氏名を記載したが、やっぱりBに投票しようと考え、Aの氏名を抹消した上で、Bの氏名を記載した投票は有効【②のケース】。

● 候補者氏名の全部又は一部を平仮名で記載した投票は有効【③のケース】。

● 他事記載(候補者氏名以外のことを記載すること)による投票は無効  
ただし、次の(1)(2)は「他事記載」には当たらず有効となる。

(1) 「職業」「身分」「住所」又は「敬称(～様、～さん等)」…【④のケース】

(2) 有意の他事記載と認められないもの(句読点、ふりがな等)

ただし、「磐城 三男 様△」「磐城 三男 様に」といった記載は、「敬称」+「他事記載」であるため無効となる。

